

令和2年度第1回理事会議事概要

日 時 : 令和2年4月10日(金) 15:27～16:15

場 所 : 森林総合研究所特別会議室(つくば市)
(上理事、猪島理事、中山審議役はTV会議で参加)

出席者	理事長	浅野 透
	理事(企画・総務・森林保険担当)	矢野 彰宏
	理事(研究担当)	坪山 良夫
	理事(育種事業・森林バイオ担当)	上 練三
	理事(森林業務担当)	猪島 康浩
	理事(法令遵守担当)	井田 裕之
	監事	鈴木 直子
	監事	平川 泰彦
	総括審議役	寺川 仁
	総括審議役	石原 聡
	審議役	中山 浩次
	企画部長	河原 孝行
	総務部長	青柳 浩

1. 開会

(寺川総括審議役)

令和2年度第1回理事会を開催いたします。4月の人事異動で理事長が替りましたのでメンバーを紹介します。理事長の浅野透（新任）、企画・総務・森林保険担当理事の矢野彰宏（新任）、研究担当理事の坪山良夫、法令遵守担当理事の井田裕之、監事の鈴木直子、監事の平川泰彦、総括審議役（森林保険センター所長）の石原聡、総務部長の青柳浩（新任）、企画部長の河原孝行、総括審議役の寺川仁（新任）、森林業務担当理事の猪島康浩、総括審議役の高橋和宏（本日欠席）、育種事業・森林バイオ担当理事の上練三、審議役の中山浩次（新任）です。

本日は第一回の理事会ということで、資料の最後に理事会の規程を付けさせていただきましたので、後程ご覧いただければと思います。なお、理事会で議論となりました件につきましては議事録としてホームページで公開されますことを、申し添えます。

それでは、理事長からご挨拶をいただきたいと思います。

(浅野理事長)

お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。今回新型コロナウイルスの関係で、いろいろなご不便をおかけしております。議題にもありますとおり、機構としても万全の体制で臨みたいと思います。機構が原因で新型コロナウイルスが蔓延したとしないように、緊急事態宣言などが発せられることになるとは思いますが、出来るだけ早めに対処し、万全の構えで臨んでいただきたいと思います。

私自身は35年前から25年前に森林総合研究所に在籍しておりまして、それから大学に出て、今回戻ってきた感じです。以前の状況についてはわかっているのですが、今の状況については、皆様にいろいろとご指導いただき、学ばせていただくことが多いかと思うのでよろしくお願いいたします。

(寺川総括審議役)

本日は報告事項が7件です。それでは順次、説明をお願いいたします。

2. 議事

I-1 (国研) 森林研究・整備機構における新型コロナウイルス感染症対策について (矢野理事)

森林研究・整備機構における新型コロナウイルス感染症対策についてということで、資料の説明をさせていただきます。ご案内のとおり2月の下旬から新型コロナウイルス感染症関連について対応してきてございます。この間、各センター含めまして職員の皆様に大変ご協力をいただき進めてきているところでございます。まだ予断を許さない状況であり引き続きしっかりやって行きたいと思っております。資料に書いているところですが、2月26日に機構として緊急災害対策本部（機構対策本部）を設置し、その下に新型コロナウイルス感染症対策実行本部（実行本部）を設置しました。これ以後実行本部を中心に対策を検討し、順次周知を行ってきたという流れになります。翌27日には「新型コロナウイルスに係る感染予防対策について」ということで、特に会議の関係、

出張の扱い、時差出勤等の周知を行っております。それから3月2日には、自宅待機や学校の休校に伴って本人が大丈夫であっても自宅で待機する必要がある場合、特別休暇を適用できることの周知を行っております。3月24日には、当初3月末日までの措置となっていたところを、4月末日まで延長することについて周知を行いました。3月31日にはPCR検査の関連で、仮に陽性反応が職員等に発生した場合の対応マニュアルを策定してございます。併せて、マスコミ対応についてのルールも決めたというところでございます。さらに、4月7日に緊急事態宣言が発令されたということで、業務を継続していく体制が求められることから、総研、各センター等では、執務室の環境とか、ビルの入居とか状況が違いますので、それぞれに応じて継続できるような体制を作っていくということで検討しまして、逐次実施を図っているということです。来週からつくばの方も交代制勤務ということになっていきますけれども、緊急の対応ということで十分制度的には措置が出来ていない面もあるわけですが、そこは十分情報を共有し、職員の皆様にもしっかり周知をして、協力を依頼しながら進めて行きたいと思っております。また、事態が変化すればそれに依拠していろいろと対応していくことになると思っておりますので、ぜひ、皆様のご協力をいただきたいと思いますと思っております。

(鈴木監事)

三部門それぞれ業務が違うので動き方も違うと思うのですが、時系列的なまとめと報告というようなものを、最終的に機構として何か次にそのような時のためにまとめておくということは検討されているのでしょうか。

(矢野理事)

それは重要なことだと思います。それぞれの通知の出た日時とかは追うことは可能であり、各日付ごとに何をどうやったかは記録されているかと思いますが、それを最終的にまとめる話をしていませんので、次を見据えて今からまとめるような形を少し考えて行きたいと思っております。

(鈴木監事)

整備センターしか見えていないのですが、時差出勤はされており、これを機会にテレワークとか在宅勤務も試験的に行われているところですが、来年のオリパラの時にも良い形で出てくるのではということと、多様な働き方ということに職員達自身、かなり意識改革が出来ているということを猪島所長からお話を伺っているので、ピンチがチャンスじゃないのですが、報告書としてまとめてあったら次の時に使えるのではと思ったところです。あと、私の思いなのですが、毎日のように整備センターの幹部の方が集まり、コロナウイルス対策会議が行われています。私は監事としての立場と、個人的な部分で先ほど理事長がおっしゃられた職員が原因にならないようところで貢献していきたいと思っております。

(矢野理事)

今言われた中の、在宅勤務関係のことですが、今までずっと課題としていながら、な

なかなか具体化に向けて進んでいかなかったところですが、現実的に直面しているところもありまして、今回いろいろな形でどのようなことが出来るか、それぞれで試しているところもあります。そういうのも踏まえてしっかり制度的に作っていくことも検討していきたいと思いますし、当面出来る事からやっていくことも必要ですので、きちんと記録を残し、あとで検討に活かせるようにしたいと思います。

(鈴木監事)

ありがとうございます。

(浅野理事長)

これは本当に記録に残しておいてほしいことです。これからも新型コロナウイルスだけではなく、いろいろな場面で業務継続にはリスクがあると思います。そういうもの全般に対応できるよう考えていかなければならないかなと思いますので、是非この部分きちんと残しておくことが重要かと思います。

(猪島理事)

新型コロナウイルス対策については、常に情報共有をしていくという場を設けながら、突発な時でも対応できるようにしていきたいと思っています。また、鈴木監事からご指摘のあった記録ということでは、整備センターでは1月の事務連絡を発した時点からずっとどういう対応をしたか、会議を含めて記録に残してございますので、引き続きそういった対応を行って行きたいと思っています。

(鈴木監事)

ありがとうございます。

I－2 令和2年度第1回機構会議等の開催について

(矢野理事)

年に2回行っています機構会議についてお知らせ致します。令和2年度第1回機構会議等については、5月28日(木)、29日(金)で計画をしていまして、新型コロナウイルスの関係もありましてどうしようかというところでしたが、重要な会議ということで、一応日程はこの日程で実施させていただければと思います。機構会議と併せて関連の会議を2日間で行いますが、今の時点で5月下旬の状態がどうなっているのか見通せない状況ですので、支所長さんとか飛行機で来られる方もおられますので、テレビ会議を使って行うということで進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。議事次第は4枚目、出席者は5枚目にある通りとなっています。4枚目には会議の際、各理事からご報告いただくような日程になっておりますのでよろしくお願いいたします。

(井田理事)

大会議室で行われると思うので、川崎からでもTV会議に参加できるようなご配慮等よろしくお願いいたします。

(矢野理事)

承知しました。

I－3 令和2年度研究ディレクター・研究コーディネーターの業務分担

(坪山理事)

森林総研には現在7名のディレクターと3名のコーディネーターがいます。左側が職名としての担当ですが、実質的なところは中央の担当戦略課題等という欄に書いてあります。森林総研では重点課題として、アからエに分けて柱を立てて研究に取り組んでいます。アが森林、イが林業、ウが木材、エが生物機能と林木育種となっています。それぞれの重点課題を細かくして、たとえば、アでは防災・減災、気候変動、生物対応性に分けて戦略課題を立て、ディレクターは戦略課題の責任者として業務を行っています。また今期中長期計画では、研究開発成果の最大化を掲げています。その中で、いろいろな連携を進めることによって研究所としてのハブ機能を強化する、国際連携と産学官民の連携、地域イノベーション（地域連携も含む）、それらを担当する3人のコーディネーターがいて、中央の欄に書いてある業務を担当しています。

右端の欄は、戦略課題もしくは中長期計画における役割に加えて、研究所の業務に必要な、いくつかの役割を特命事項としてあげております。多くは研究所内の業務に関わるものですが、機構全体に関わるものとして3つあります。大丸ディレクターの「森林保険との連携」、宇都木ディレクターの「森林整備との連携」、山中ディレクターの「林木育種との連携」ということで、森林総合研究所と機構内の各センターとの連携が取れるよう、特命事項としてあげています。ただし、連携の窓口としてこの3人があたるということで、連携の範囲をそれぞれのディレクターの分野に限るということではありません。育種とはいまも林業関係プロジェクトなどで連携を行っています。保険の方も、取り掛かったのは森林気象害からですが、実際には森林管理とか現地調査も含めていろいろな分野で連携が広がっています。

今年度新しく加えた特命事項の中で、正木ディレクターのデータ基盤整備というのがあります。独法のデータの標準化、研究分野におけるオープンデータの推進など、研究所としていろんなデータ整理し保存して、いろいろな所からアクセス出来るようにする、そういうデータ基盤を作るということが大きな動きとしてあります。今年度間違いなくこの動きは加速すると思います。正木ディレクターは、昨年度3月まで研究企画科長としてこういうところに関わってきた経緯もありますので、特命事項として担当してもらうことにしました。

(鈴木監事)

森林整備の窓口は宇都木さんということだったのですが、それはあくまでも窓口だということなのですが、堀コーディネーターも地域課題の抽出という部分で今まで関わっ

てきた部分ということは仕組みとしてどう見えてくるのかなと思いました。今までですと、3部門の連携というところで保険センターもあったのですが、整備センターですと森林業務部の課長と企画課長と堀コーディネーターで情報交換会等打ち合わせを行っていたのですが、今後は宇都木ディレクターに代わるということでしょうか。

(坪山理事)

全面的に一人に寄せるということは考えておりません。地域連携の枠の中でも、例えば支所と整備局の連携は大事ですので、それは続けますし、今まででもそうしてきました。ただ、新しいことを始める場合、話を持っていく窓口を決めておいたほうが良いので、こういう形にしております。

(鈴木監事)

ありがとうございます。

I－4 特定母樹の指定（令和元年度）について

(上理事)

間伐特措法の中に特定母樹を農林水産大臣が指定する制度がございます。優良なもので、成長量と剛性、幹の通直性、雄花着生性、この4つの基準で審査し指定基準に合っているものを農林水産大臣が指定しており、育種センターからは令和元年度は30系統について申請をし、指定をされております。樹種別の系統数が次の表になります。備考のカッコ書きですが、育種は全国を5つの基本区に分けて行っていますので、東北の育種基本区、関東の育種基本区の内訳になります。下の表になりますが、特定母樹制度は平成25年度からスタートし、昨年度までに309という指定を受けております。全国で360余りの特定母樹があり、8割以上育種センターで申請をして、指定をされているということでございます。次のページのところにはそのうちの例を3例つけております。たとえば、一番左のすぎですと、成長量が対照木の材積の1.5倍以上という基準になっているのですが、こちらの系統は対照木に対して材積が2.5倍ぐらいの材積になっております。

I－5 令和元年度コンプライアンス合同報告会について（開催報告）

(井田理事)

3月24日特別会議室で開催しました、令和元年度コンプライアンス合同報告会について報告いたします。出席者は統括推進責任者である理事長、各コンプライアンス推進委員会の委員長、各事務局、並びに私が出席し開催しました。

合同報告会では、各コンプライアンス推進委員会から令和元年度の取組結果の報告と、令和2年度の取組方針についての説明があり、令和2年度も令和元年度に引き続き「コンプライアンス意識の浸透」「公益通報制度の周知」「風通しのよい職場作り」などに取り組むことにしており、統括推進責任者の確認を得ました。その内容はお手許の資料

の表並びに添付の参考資料をご参照ください。コンプライアンスの周知はかなり浸透し、各部門での取組も自律的に進んでおります。3部門のコンプライアンス推進担当間での連携、情報共有も図られるようになってきています。ハラスメントの防止については、社会的な関心も非常に高く、本年6月には、いわゆる「パワハラ防止法」が施行されますので、各推進委員会の重点取組課題の中でも、公益通報制度の周知とともに、十分留意していくことにしております。また、国立研究開発法人協議会の統一取組である「コンプライアンス推進週間」につきましても、一昨年、昨年と同様に12月に対応する予定です。なお、理事会へのコンプライアンス推進の報告は年2回することとしております。コンプライアンスの推進は、機構の内部統制・ガバナンスの要でもありますので、理事長を初めとして機構幹部の皆様から「コンプライアンス推進の意思とそのメッセージの発信」をよろしくお願いいたします。

(坪山理事)

正確な記憶ではないかもしれませんが、このような場合、一定規模以上の事業者では行動計画を作るような義務が課せられることもあったように思いますが、ここは該当するのでしょうか。

(井田理事)

行動計画の有無についての質問ですが、パワハラ防止については、対応する窓口などが出来上がっていますので、機構では既に制度が出来上がっていると認識しているので、実効を高めていくことが肝要かと思います。昨年の自己意識調査でありましたとおり、ハラスメントの存在についての数字が増えてきていることがございますので、実際の実効を高めていくことがこれからは大事なかなと思っています。そのための手段として研修とかを行い、常日頃理事長をはじめ皆様からの「パワハラ防止」だと言っていただくことかと思っています。

(坪山理事)

ありがとうございます。

(浅野理事長)

今のことは行動計画という文書を持っていないなければならないということでしょうか。

(井田理事)

パワハラ防止についての機構としての規程はございまして、それに沿いました窓口、外部相談窓口も出来ていまして、法律に求められているものは揃っておりますので、機構として順次揃えておくことは終わっているのではないかと思います。

(浅野理事長)

特に行動計画という文書を持っているということではないのでしょうか。

この頃はそのような計画というものをきちんと定めているかを問われることがあるの

で。

(井田理事)

ご指摘の点、確認したいと思います。

(浅野理事長)

分かりました。

(寺川総括審議役)

その点につきましては我々も確認していきたいと思います。

I－6 令和元年度森林保険審査第三者委員会審査概要

(石原森林保険センター所長)

国立研究開発法人森林研究・整備機構の中に森林保険を扱う森林保険センターがございますけれども、同じ機構の組織の中に水源林造成事業を行います森林整備センターがございます。同じ組織にあるということで水源林造成事業に関わる森林保険契約については、外部有識者による審査委員会で、損害評価事務について適正に行われているかどうか、年に一回審査をしていただくことになっております。令和元年度につきましては3月12日に開催しましたので、その概要を報告させていただきます。

メンバーとしては外部委員3名、オブザーバーとして鈴木監事に入っております。審査は、平成31年2月から令和2年1月までに水源林造成事業に対して保険金支払のあった241件が対象でございます。保険の対象になる8つの災害のうち、支払件数の多かった干害、水害、凍害の3つの災害の中から保険金支払額が一番大きかったもの各1事例と、委員からそれ以外に選出された3事例、今回は火災、雪害、水害が選ばれております、合計6事例について審査を行っていただきました。その結果、実地調査並びに保険金の算定に関して指摘すべき問題点は無く、適正に処理されており妥当であるとされております。

(浅野理事長)

水源林造成というのは100%保険が掛かっているということでしょうか。

(石原森林保険センター所長)

はい。ただし保険契約期間は造林後20年間になっております。

(浅野理事長)

ありがとうございました。

I－7 令和2年度森林保険加入推進活動について

(石原森林保険センター所長)

森林保険につきましては、森林所有者のための制度として活用しておりますが、加入率が国営保険時代から残念ながら右肩下がり、有効に活用していただくために加入促進対策が大切だということで取り組んできております。今年度の加入推進活動について取りまとめたので報告します。

1 番の①、昨年度から新たに始まりました森林経営管理制度で森林保険を活用していただくため、各都道府県等に対して、森林保険の重要性・必要性を説明し、積極的に働きかけたいと考えております。②新規マーケットの開拓として、立木販売や山林を購入している素材生産業者や大規模社有林を持っておられる事業体に対して森林保険加入の働きかけを行う。また、大規模な災害が増えており、そのような事例も引き合いにして被害を受けたところも含めて、森林保険の有効性・活用の売り込みを、委託先であります県森連等と連携してやって行きたい。③満期継続率の向上として、昨年度も取り組んできておりますが、新規契約をとるということも重要なのですが、満期契約の継続率がそんなに高くない状況で、少しでも引き上げるため、保険契約データを分析し、それを基にして、都道府県、市町村あるいは大口の保険契約者に働きかけをしていく、特に昨年度取り組んでまいりまして、継続率の低い市町村等に対する働きかけが大切だなということが判りましたので、重点的に働きかけていくことを考えています。

加えまして2番各種事業等への取組で、これは毎年行っているのも簡単に触れます。①の森林保険事務委託高度化事業は全国森林組合連合会への委託事業で、現場で加入・填補という業務を行っている委託先の森林組合系統の職員の方に対する技術、事務習得のための研修の開催や、情報収集等を内容とした事業でございます。②の森林保険推進活動支援プランは、毎年度作成しているプランで、森林組合が開催する会議、市町村を対象とした会議に対して保険センターからも職員が行って一緒に加入促進活動をするという内容のものです。③の造林事業との連携等は、国の補助事業を行う場合、知事は事業を行っている者に対し保険加入の指導に努めるという趣旨がありまして、そういうものを踏まえ、都道府県等に保険加入を徹底するように要請するという活動をするものです。④の森林保険普及事務等委嘱事業は、都道府県が保険加入に対しての加入促進活動や広報活動を行う際の資金を若干保険センターで準備しておりまして、それを使って活動していただくものです。

(鈴木監事)

加入促進対策のことは分かるのですが、対策で文章化するよりも目標数値にどう行くか、「加入率10%を目指せ！」みたいな職員のベクトルを合わせる数値が必要かと思うのですが。

(石原森林保険センター所長)

目標を立てるということは大事なことで我々も分かっているのですが、この森林保険というのが、加入の努力だけで数値が上がるようなことはなくて、補助事業の予算とか、その年の新規の造林面積の規模とか、そういうものに左右されるものですから、なかなか

か目標を作るのが難しいことがあります。最初にも言ったとおり、残念ながら国営保険のころから加入率が右肩下がりできていますので、その加入率の低下を止める、最低限横ばいにしていくことを目標にして、連合会と一緒に取り組んでいるところです。

(鈴木監事)

ありがとうございます。

(寺川総括審議役)

以上で本日の説明事項はすべて終了しました。これで令和２年度第１回理事会を終了いたします。次回は５月１５日（金）を予定しています。

３．閉会